

## 南三陸町敬老事業の商品券取扱店について

町では、高齢者の皆さまの長寿をお祝いし、数え77歳以上の人に対して、商品券を贈呈したところ。同封した商品券取扱店一覧に、商品券を利用できる店舗が追加となりましたので、ご連絡します。

**(有)丸三石油 ☎36-2510**

高齢者皆さまの、今後ますますのご健康とご長寿をご祈念申し上げます。

☎ 保健福祉課 高齢者福祉係 ☎46-3041

## 学校給食試食会のお知らせ

1月24日(水)から30日(火)までの期間は、全国学校給食週間です。

南三陸町の学校給食は、多くの地場産品を活用し、町の子どもたちの健康と成長を支えています。教育委員会では、この全国学校給食週間に合わせ、食育の促進と学校給食の魅力を知っていただく機会として『町民学校給食試食会』を開催します。子どもたちには日常の、大人には懐かしの学校給食をぜひご賞味ください。今回は、会場の都合により18食限定とさせていただきます。

- 開催日 1月25日(木) 午前11時30分から
- 場所 南三陸町学校給食センター(新井田34番地96)
- 献立 児童生徒と同じメニューとなります。
- 料金 実費相当額として1食310円(税込み)を当日徴収します。
- 申し込み 12月11日(月) 午前9時から電話のみ受け付け。
- その他 受け付けは、先着順とさせていただきます。



☎ 南三陸町学校給食センター ☎46-3676

## 避難行動要支援者台帳への新規登録者を募集しています

### ■避難行動要支援者登録制度とは？

要支援者のうち、災害発生時に地域の皆さまの支援を希望する人を、町が「避難行動要支援者台帳」に登録します。台帳に登録された内容は、民生委員や地域の支援者との間で情報共有し、普段からの見守りや災害発生時の安否確認といった、要支援者の支援のために活用します。

### ■避難行動要支援者とは？

災害発生時に自らの力で避難が困難な人を「避難行動要支援者」といいます。対象の範囲は次のとおりです。

対象者	対象の範囲
高齢者	一人暮らし、高齢者世帯、寝たきりなど
障がい者	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者など
在宅療養者	難病者など
その他	妊婦、外国人など

※対象者の範囲は状況に応じて考慮しますので、登録希望者は保健福祉課までご相談ください。

### ■登録方法は？

- 本人の希望による申請を原則とします。
- 役場(保健福祉課社会福祉係)に申請してください。
- 申請が困難な人は、民生委員にご相談ください。

### ■個人情報の保護は？

申請内容に含まれる個人情報は町が台帳として管理し、行政区長、民生委員、支援者、社会福祉協議会、警察および消防署に情報提供します。個人情報は要支援者の支援以外には使用しません。

☎ 保健福祉課 社会福祉係 ☎46-2601

## おらほのまちづくり支援事業追加募集!

『おらほのまちづくり支援事業補助金』は、自主的に活動する団体に対して、町が事業実施を支援する『提案公募型』の補助制度です。

柔軟な発想と創意工夫を活かした、まちづくり・地域づくり・夢が持てる古里づくりに向けての提案をお寄せください。

区分	参考となる事業例	補助率	上限額
総合戦略の推進に寄与する事業	・婚活の取り組みや、子育て世代の親子を対象とした事業 ・町のエコタウン構想の推進に関する事業	100/100	100万円
公益活動支援事業	・ラムサール条約や国際認証を活用した事業 ・地域の特産品や歴史・自然の再発見、PRにつながる事業 ・公共交通の利用促進に関連する事業	100/100	30万円
集いと販わい創出事業	・平成の森、サンオーレそではまなどの町施設を活用した事業 ・町の特性を生かした来日外国人の誘致促進につながる事業	75/100	50万円 ※下限は10万円
全町的な大規模事業	・文化・スポーツ行事の再興やニュースポーツの振興に関する事業 ・伝統的な祭りの再生などを通じて町民が集うことのできる事業	100/100	100万円

全区分の共通事項	
	・審査委員会により採択する事業を決定する。 ・その他、南三陸町おらほのまちづくり支援事業補助金交付要綱による。



### 不採択となる可能性が高い事業は、次のような取り組みです。

- 1日だけ開催され、単にゲーム、飲食だけのパーティやイベント
- 事業実施による効果が曖昧で、次年度以降につながる継続性や広がりがない事業
- 補助金の大部分が備品購入となる事業
- 団体の維持・運営のために補助金を活用しようとする事業

**募集期間** 12月1日(金)～15日(金)

**採択予定** 1、2件予定 ※必ずしも左記件数が採択されるわけではありません。

**留意事項** 令和6年3月までに完了する事業を対象とします。

**申込方法** 企画課に用意してある関係様式で申し込みください。  
※関係様式は、町ホームページからもダウンロードできます。

☎ 企画課 企画情報第1係 ☎46-1371

## 毎月11日は「南三陸町安全・安心の日」

～12月11日は「要配慮者への支援に向けた活動を行う日」です～

### 要配慮者とは

「高齢者、身体の不自由な人、乳幼児その他の特に配慮を要する人」をいうものとされています。要配慮者は、災害の発生時における避難行動や避難所での生活などにおいて配慮が必要とされ、また、災害の発生時に限らず日々の生活においても、ご家庭や地域における気配り・心配りが必要と考えられます。



### 要配慮者への気配り、心配りについて

日頃から、振り込め詐欺などの被害に遭わないよう、遭わせないよう、その日その日のご家族の行動について朝食時に確認するといったことや、ご家族の家庭内での事故防止について話し合い、できることから実践するといったことも、ご家族が安心して暮らせる日々の生活(安全)を確保する上では、身近で重要な取り組みの一つです。

また、事件・事故に遭わないよう、遭わせないよう、地域において目配り・お声掛けを心がけていただくことも、地域全体の安全・安心の土台となるものと考えます。

日々のそうした取り組みは、災害の発生時など非常時における円滑な支援の実施につながります。年末・年始を迎え、ご家族・ご親戚が集うこの時期、要配慮者の人達が安心して暮らせることのできる安全な環境について、あらためて話し合いを持ちましょう。

☎ 総務課 危機対策係 ☎46-1376